

コンサルティング基本契約書

株式会社（以下甲と称す）と、TJサーチ&カンパニー株式会社（以下乙と称す）とは、甲の人材採用に関し、下記のとおりコンサルティング基本契約を締結する。

第1条（委嘱事項）

甲は乙に対し、下記事項に関するコンサルティングを委嘱し、乙はこれを受諾するものとする。

委嘱事項： 人材の募集、面接、選考、並びに労働条件の
決定等に関するコンサルティング業務一式

第2条（業務遂行の規範）

乙は甲の委嘱事項に関し、その内容及び主旨を十分に理解した上で、誠実に受託業務を遂行する。

第3条（届出制手数料）

求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介サービス
（成功報酬）職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われ
た賃金の 40%
手数料負担は、求人者とします。

求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言
（成功報酬）職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われ
た賃金の 40%
手数料負担は、求人者とします。

特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探求

着手金 2,000,000 円

活動 1 日当たり 100,000 円

（成功報酬）職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われ
た賃金の 40%
手数料負担は、求人者とします。

就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言

(成功報酬) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 30%

手数料負担は、関係雇用主とします。

第 4 条 (報酬の支払い)

甲が乙の選考した人材を社員として採用決定したときには、甲は乙に対し、第 3 条に定めるサービスの種類・内容に相当する額をコンサルティング報酬として当該人材の入社日を起算とし 30 日以内に乙の指定銀行口座へ支払うものとする。

第 5 条 (保証事項)

採用決定者が甲に入社後、以下の期間中に自己都合により退職、あるいは甲が当該入社者を解雇するに至った場合、以下に定められたように乙は甲に保障するものとする。

1. 乙は第 3 条に基づき甲より支払いを受けたコンサルティング料を、以下の条件に従い甲に返還する。

- | | |
|--------------------|-----|
| 1) 入社日から 1 ヶ月以内の場合 | 80% |
| 2) 入社日から 3 ヶ月以内の場合 | 50% |

尚、返済金に於いて 1 円未満は四捨五入とする。但し、不可抗力の場合はこの限りではない。

第 6 条 (紹介人材の権利)

甲が、乙の紹介した人材を、最初に紹介した日を起算として 1 年以内にいかなる方法においても甲により採用された場合に関しては、甲は第 3 条に定めたコンサルティング報酬を乙に支払うものとする。

第 7 条 (守秘義務)

甲乙双方は、本契約に関して相手方から知り得た一切の情報を外部に漏らしてはならない。本条は本契約が終了後も有効とする。

第 8 条 (有効期間)

本契約の有効期間は、20xx 年 月 日から 1 年間とし、期間満了の 1 ヶ月前までに甲又は乙から変更もしくは解約の申し出がない場合には、契約を 1 年間自動延長するものとする。それ以降も同様の扱いとする。

第9条（協議事項）

本契約に定めのない事項、又は本契約条項に関し疑義の生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上決定、合意するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各々1通を保有する。

以 上

2025年 月 日

（甲）

（乙）東京都中央区銀座 3-9-11 紙パルプ会館

TJサーチ&カンパニー株式会社

代表取締役 坪井 直子